

平成30年第2回
城里町議会臨時会会議録 第1号

平成30年3月22日 午前10時00分開会

1. 出席議員（13名）

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 桜井和子君 | 8番 | 河原井大介君 |
| 2番 | 加藤木直君 | 9番 | 関誠一郎君 |
| 3番 | 猿田正純君 | 10番 | 阿久津則男君 |
| 4番 | 藤咲芙美子君 | 11番 | 小林祥宏君 |
| 5番 | 片岡藏之君 | 12番 | 杉山清君 |
| 6番 | 藺部一君 | 14番 | 小坪孝君 |
| 7番 | 三村孝信君 | | |

1. 欠席議員（1名）

13番 鯉渕秀雄君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|--------|
| 町長 | 上遠野 修 |
| 教 育 長 | 高岡 秀夫 |
| まちづくり戦略課長 | 鯉渕 弘之 |
| 総務課長補佐 | 船橋 行子 |
| 町民課長 | 柳橋 司朗 |
| 財務課長 | 大曾根 直美 |
| 税務課長 | 阿久津 忠昭 |
| 健康保険課長 | 高堀 義美 |
| 長寿応援課長 | 加藤 薫 |
| 福祉こども課長 | 山口 利春 |
| 農業政策課長兼 農業委員会事務局長 | 皆川 尊志 |
| 都市建設課長 | 桧山 正春 |
| 下水道課長 | 山崎 秀樹 |
| 会計管理者（会計課長） | 鈴木 貴司 |
| 水道課長 | 河原井 明 |
| 教育委員会事務局長 | 五町 義徳 |

1. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 阿久津 雅 志 |
| 主 任 書 記 | 松 崎 英 明 |
| 書 記 | 市 村 真 紀 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成30年3月22日（木曜日）

午前10時00分開会

1. 年長議員の紹介
2. 臨時議長挨拶
3. 町長挨拶
4. 議 事

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

1. 本日の会議に付した事件

仮議席の指定について

選挙第1号

午前10時00分開会

年長議員の紹介

○議会事務局長（阿久津雅志君） 高いところから失礼いたします。私、議会事務局長の阿久津でございます。

本臨時会は、城里町議会議員一般選挙後初の議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、小林祥宏議員が年長議員でございますので、臨時議長に小林議員をご紹介申し上げます。

それでは、小林議員、臨時議長席にご着席をお願いいたします。

〔臨時議長小林祥宏君、議長席に着席〕

臨時議長挨拶

- 臨時議長（小林祥宏君） ただいまご紹介をいただきました小林祥宏でございます。
地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願
いします。
なお、議事運営につきましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、
挨拶といたします。
-

町民憲章唱和

- 臨時議長（小林祥宏君） それでは、ただいまより町民憲章の唱和をお願いいたします。
ご起立をお願いいたします。
私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。
〔全員起立・町民憲章唱和〕
- 臨時議長（小林祥宏君） ご着席願います。
ご協力ありがとうございました。
-

議員の出欠

- 臨時議長（小林祥宏君） 続きまして、出席議員数についてご報告申し上げます。
ただいまの出席議員は13名です。
欠席議員、鯉渕秀雄君。
-

開会の宣告

- 臨時議長（小林祥宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回
城里町議会臨時会を開会いたします。
-

開議の宣告

- 臨時議長（小林祥宏君） これより本日の会議を開きます。
傍聴人10名を許可いたしました。
-

町長挨拶

○臨時議長（小林祥宏君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長上遠野　修君。

〔町長上遠野　修君登壇〕

○町長（上遠野　修君）　本日は、平成30年第2回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、議員各位には、去る2月25日に執行されました城里町議会議員一般選挙におかれまして、激戦の中、見事当選の栄位に浴されましたこと、心よりお祝いを申し上げますとともに、今後4年間町政発展のため、格別のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会でございますが、今回の選挙に当たりまして定例会を先送りし、議会組織の構成や人事関係と、条例改正や平成29年度各会計の補正予算並びに平成30年度につきましては3カ月の暫定予算として編成し提案するものでございます。行政の継続と地域の活力維持等を考慮し編成したものでございます。町民生活の安定の上からも、慎重審議の上、適切なるご決定をお願い申し上げます。開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（小林祥宏君）　続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

仮議席の指定

○臨時議長（小林祥宏君）　日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

ここで、暫時休憩といたします。

議員の方は控室のほうへお集まりください。

午前10時04分休憩

午前10時13分開議

○臨時議長（小林祥宏君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

選挙第1号　議長選挙について

○臨時議長（小林祥宏君）　日程第2、選挙第1号　議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については臨時議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に小坪 孝君を指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました小坪 孝君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小林祥宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小坪 孝君が議長に当選されました。

ここで城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に、選挙の確定事項を告知させます。

議会事務局長阿久津雅志君。

〔議会事務局長阿久津雅志君登壇〕

○議会事務局長（阿久津雅志君） 朗読いたします。

平成30年3月22日 次の者当選

住所 城里町大字石塚1154の2、氏名 小坪 孝、生年月日 昭和26年1月16日。

城里町議会臨時議長 小林 祥宏

以上でございます。

○臨時議長（小林祥宏君） 先ほど会議に出席を求めた者に報告いたしましたが、総務課長の代理で課長補佐の船橋行子君が出席しております。

ただいま議長に小坪 孝君が当選いたしました。当選承諾及び挨拶をお願い申し上げます。

議長小坪 孝君、登壇をお願いいたします。

〔議長小坪 孝君登壇〕

○議長（小坪 孝君） ただいまは議員全会一致でご推薦をいただきまして、まことに光栄でございます。本当にありがとうございます。

これから議長として、城里町発展のために身を粉にし一生懸命頑張っていきたいと思
います。城里町を本当にこの茨城でも輝いて見える、そして議員の皆様もその場において輝
ける議員、そして、ここにいらっしゃいます課長さんらも、その職場に対して輝いて見え
るような、本当に素晴らしい町をつくりたいと思いますので、皆様のご協力、ご指導、
ご鞭撻をお願い申し上げまして、私の挨拶にいたします。

本日はありがとうございました。

○臨時議長（小林祥宏君） 続いて、町長よりご祝辞をいただきたいと存じます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ただいまは議会の構成替えにより第7代議長に小坪 孝議員さ
んが就任されました。心よりお祝いを申し上げます。

どうか城里町発展のため一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、祝辞といたしま
す。

○臨時議長（小林祥宏君） ありがとうございました。

以上で臨時議長の職務を終了させていただきます。

ここで一言御礼申し上げます。

議員各位のご協力を賜り、無事に重責を果たすことができました。厚く御礼を申し上げ
ます。

それでは、小坪 孝議長、議長席にご着席ください。

〔議長小坪 孝君、議長席に着席〕

○議長（小坪 孝君） ここで暫時休憩をいたします。

議員の皆様は控室にご参集ください。

午前10時20分休憩

午前10時28分開議

○議長（小坪 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議事日程はあらかじめ配付してある第2号のとおりでございます。

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成30年3月22日（木曜日）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第5 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第5号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第8号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 水戸地方農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について
- 日程第15 議案第10号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第17 議案第12号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第13号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第14号 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第15号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第16号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第17号 平成29年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第18号 平成30年度城里町一般会計暫定予算について
- 日程第24 議案第19号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算について
- 日程第25 議案第20号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算について
- 日程第26 議案第21号 平成30年度城里町介護保険特別会計暫定予算について
- 日程第27 議案第22号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算について
- 日程第28 議案第23号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算について

て

- 日程第29 議案第24号 平成30年度城里町水道事業会計暫定予算について
- 日程第30 議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第31 議案第26号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第32 選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第33 選挙第4号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について
- 日程第34 選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

1. 本日の会議に付した事件

選挙第2号

常任委員会委員の選任について

議会運営委員会委員の選任について

議案第2号

議案第3号

議案第4号

議案第5号

議案第6号

議案第7号

議案第8号

議案第9号

議案第10号

議案第11号

議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

議案第16号

議案第17号

議案第18号

議案第19号

議案第20号

議案第21号

議案第22号

議案第23号

議案第24号

議案第25号

議案第26号

議席の指定

○議長（小坪 孝君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、城里町議会会議規則第4条第1項の規定により、ただいまご着席の座席を指定いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（小坪 孝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、城里町議会会議規則第123条の規定により

1番 桜井和子君

2番 加藤木直君

3番 猿田正純君

以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小坪 孝君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会は、本日より3月23日までの2日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの2日間と決定いたしました。

議案書差し替え

○議長（小坪 孝君） お諮りいたします。

日程第4から日程第6及び日程第32から日程第34につきましては、議長が決定しておらず、議長名が空白での提出になっておりました。

先ほど議長選挙により決定いたしましたので、日程第4、選挙第2号 副議長選挙について、日程第5、常任委員会委員の選任について、日程第6、議会運営委員会の委員の選

任について、日程第32、選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について、日程第33、選挙第4号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について及び日程第34、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを差しかえたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長により配付させます。

〔議案書配付〕

○議長（小唄 孝君） 傍聴人1名を許可いたしました。

選挙第2号 副議長選挙について

○議長（小唄 孝君） それでは、日程第4、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に阿久津則男君をご指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました阿久津則男君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました阿久津則男君が副議長に当選されました。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

議会事務局長に選挙の確定事項を告知させます。

議会事務局長阿久津雅志君。

〔議会事務局長阿久津雅志君登壇〕

○議会事務局長（阿久津雅志君） 朗読いたします。

平成30年3月22日 次の者当選

住所 城里町大字塩子3295の1、氏名 阿久津則男、生年月日 昭和30年6月15日。

城里町議会議長 小坏 孝

○議長（小坏 孝君） ただいま副議長に阿久津則男君が当選いたしました。当選承諾及びご挨拶をお願い申し上げます。

副議長阿久津則男君、登壇をお願いいたします。

阿久津則男君。

〔副議長阿久津則男君登壇〕

○副議長（阿久津則男君） ただいま議員各位の皆様方のご推挙により副議長を拝命いたしました阿久津則男でございます。

今回、議員定数が16から14に変わり、新しい議会活動が始まるわけですが、議会というのは執行部を是々非々でチェックしていくという機能は変わりませんが、議会改革を行い、最終的には町民のために、さらには豊かな城里町づくりのために小坏議長ともども精進してまいりますので、議員各位の皆様方のご協力、さらにはご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 続いて、町長よりご祝辞をいただきたいと存じます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ただいまは議会の構成替えにより、第7代副議長に阿久津則男議員さんが就任されました。まことにめでとうございます。

議長を補佐され、議会運営にご尽力されますことをご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（小坏 孝君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

控室のほうにお集まり、お願いいたします。

午前10時38分休憩

午前11時55分開議

○議長（小坏 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員会委員の選任について

○議長（小坏 孝君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

常任委員会の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条の第1項の規定により、議長が会議に諮り、指名することになっておりますので、議長より指名したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

総務民生常任委員会委員には、3番猿田正純君、4番藤咲芙美子君、7番三村孝信君、8番河原井大介君、9番関 誠一郎君、13番鯉渕秀雄君、14番小坏 孝。

教育産業常任委員会委員には、1番桜井和子君、2番加藤木 直君、5番片岡藏之君、6番菌部 一君、10番阿久津則男君、11番小林祥宏君、12番杉山 清君。

以上の諸君を各常任委員会の委員にそれぞれ指名いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に控室において総務民生、教育産業常任委員会の順に正副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分開議

○議長（小坏 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

常任委員会正副委員長の報告

○議長（小坏 孝君） 各常任委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務民生常任委員会委員長に8番河原井大介君、副委員長に4番藤咲芙美子君、教育産業常任委員会委員長に6番菌部 一君、副委員長に5番片岡藏之君がそれぞれ就任いたしましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（小坏 孝君） 次に、日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の互選につきましては、城里町議会委員会条例第6条第4項の規定

により、議長が会議に諮り、指名することになっておりますので、議長により指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員には、4番藤咲芙美子君、5番片岡藏之君、6番菌部 一君、8番河原井大介君、9番関 誠一郎君、11番小林祥宏君、13番鯉渕秀雄君。

以上の諸君を議会運営委員会の委員にそれぞれ指名いたします。

傍聴人を1名許可いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会正副委員長の互選をお願いいたします。

午前 11時58分休憩

午前 11時59分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の報告

○議長（小唄 孝君） 議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

議会運営委員会委員長に9番関 誠一郎君、副委員長に13番鯉渕秀雄君がそれぞれ就任いたしましたので、ご報告いたします。

ここで午後1時まで暫時休憩をいたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 9号 水戸地方農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について
- 議案第10号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第11号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第12号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第13号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第14号 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第15号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第16号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第17号 平成29年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第18号 平成30年度城里町一般会計暫定予算について
- 議案第19号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算について
- 議案第20号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算について
- 議案第21号 平成30年度城里町介護保険特別会計暫定予算について
- 議案第22号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算について
- 議案第23号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算について
- 議案第24号 平成30年度城里町水道事業会計暫定予算について
- 議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（小塚 孝君） 日程第7、議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてから議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議についての24議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 平成30年第2回城里町議会臨時会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。城里町七会町民センター内バーベキューコーナーのオープンに伴い、その入場料等を設定するものです。

次に、議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い条例の一部を改正するもの並びに厳しい財政状況に鑑み、引き続

き特別職の給料を減額改正するものであります。主な改正点は、特別職の期末手当を0.05月分引き上げ年間3.3月分とし、引き続き町長5%、副町長及び教育長3%をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において人事院勧告に伴い職員給与が改正されたことから、条例の一部を改正するもの並びに再任用職員の職を追加するものです。主な改正点は、町職員の給与を平均0.2%月額400円引き上げ、勤勉手当を0.1月分引き上げ年間4.4月分とし、再任用職員の職を行政職1級の参与のほか行政職2級に追加するものです。

議案第5号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。国において国民健康保険法施行令の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。主な改正点は、県が保険者になるための関係文言を改正するものです。

次に、議案第6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。主な改正点は、課税額についての関係文言を改正するものです。

次に、議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。城里町第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料を規定するため、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第8号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。主な改正点は、住所地特例の変更による関係文言を改正するものです。

次に、議案第9号 水戸地方農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約についてであります。農業災害補償法が平成30年4月1日に農業保険法に改正されることに伴い、農業経営収入保険事業に関する共同処理をする事務を加えるため、規約の一部を改正するものです。

次に、議案第10号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の制定についてであります。町立小中学校の少人数学級等への対応のため、町単独で教職員を配置するため、任期付町費教職員の採用等に関する条例を制定するものです。

次に、議案第11号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第6号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,989万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ98億7,285万8,000円とするものです。

歳入では、町税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、使用料及び手数料、財産収入、繰入金及び諸収入を追加し、分担金及び負担金、国庫支出

金、県支出金、寄附金及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費を追加し、議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費及び公債費を減額するものです。

次に、議案第12号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,461万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,982万6,000円とするものです。

歳入では、諸収入を追加し、国民健康保険税、使用料及び手数料、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金及び繰入金を減額するものです。歳出では、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金、保険事業費及び諸支出金を減額するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ293万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,054万円とするものです。歳入では、諸収入を追加し、繰入金を減額するものです。歳出では、総務費、医業費及び施設整備費を減額するものです。

次に、議案第13号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,719万7,000円とするものです。歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を追加するものです。

次に、議案第14号 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,503万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,559万円とするものです。歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加するものです。歳出では、保険給付費を追加し、総務費、地域支援事業費及び基金積立金を減額するものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ485万7,000円とするものです。歳入では、サービス収入を追加するものです。歳出では、諸支出金を追加しサービス事業費を減額するものです。

次に、議案第15号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,356万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,607万4,000円とするものです。歳入では、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料を追加し、繰入金及び町債を減額するものです。歳出では、下水道事業費を減額するものです。

次に、議案第16号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ517万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,052万6,000円とするものです。歳入では、諸収入を追加し、分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに繰入金を減額するものです。歳出では、農業集落排水事業費を減額するものです。

次に、議案第17号 平成29年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。まず、収益的収入及び支出においては、既決予定額からそれぞれ4,525万2,000円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ7億594万8,000円とするものです。収入では、営業外収益を追加し、営業収益を減額するものです。支出では、営業費用を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、収入の既決予定額から221万2,000円を減額し、収入予定額を1,259万3,000円とし、支出の既決予定額から942万円を減額し、支出予定額を2億7,820万1,000円とするものです。収入では、負担金を減額するものです。支出では、建設改良費を減額するものです。

次に、議案第18号 平成30年度城里町一般会計暫定予算についてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成するものです。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億9,500万円とするものです。

次に、議案第19号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算についてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成するものです。まず、事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億435万5,000円とするものです。

次に、施設勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,791万7,000円とするものです。

次に、議案第20号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算についてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成するものです。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,708万2,000円とするものです。

次に、議案第21号 平成30年度城里町介護保険特別会計暫定予算についてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成するものです。

まず、保険事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,254万7,000円とするものです。

次に、介護サービス事業勘定の暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ105万4,000円とするものです。

次に、議案第22号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算についてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成するものです。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,063万8,000円とするものです。

次に、議案第23号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算についてであ

りますが、地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成するものです。暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,006万円とするものです。

次に、議案第24号 平成30年度城里町水道事業会計暫定予算についてであります。地方自治法第218条第2項の規定により、3カ月間の暫定予算を編成するものです。収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ8,517万2,000円とするものです。

次に、議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議についてであります。県央地域構成市町村による広域連携事業により、広域利用に指定する公の施設について協議を行う必要が生じたため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、議案24件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案書差しかえ

○議長（小唄 孝君） ここでお諮りいたします。

ただいま町長より、日程第31、議案第26号について、議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

事務局に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第26号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第31、議案第26号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 議案第26号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。城里町監査委員の議会選出委員として、城里町大字孫根334番地の2、小林祥宏議員を選任するものでございます。

小林祥宏さんは、桂村時代から議員を歴任され、城里町議会議長も務められており、地方自治の進展にご尽力いただいております。性格は温厚にして人望も厚く、人格識見とも

最適任者であります。

よって、地方自治法第196条第1項規定により、議会の同意を求めるものでございます。何とぞ慎重にご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

日程変更

○議長（小唄 孝君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、日程第31、議案第26号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについてを先議したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号を先議することに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、11番小林祥宏君の議場退場を求めます。

〔11番小林祥宏君退場〕

採 決

○議長（小唄 孝君） それでは、議案の質疑に入ります。

議案第26号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第26号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第26号 城里町監査委員の選任につき同意を求めることについての採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数によって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、11番小林祥宏君の議場入場を認めます。

〔11番小林祥宏君入場〕

○議長（小唄 孝君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。そのほかの議員さんにおかれましては、控室でお待ち願います。

午後 1時20分休憩

午後 1時29分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は、あす23日金曜日午前10時に本議場において再開、議案質疑から入りますので、開議10分前までに控室にご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時30分散会